



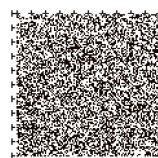
概要版

清須市 第1次 地域福祉計画

2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

2025(令和7)年3月
清須市・清須市社会福祉協議会

視覚に障がいのある人もご利用いただけるように「音声コード(ユニボイス)」を付けました。携帯電話やスマートフォンで無償専用アプリをダウンロードすることで、スマートフォン等をかざせば自動で文章を読み上げてくれます。





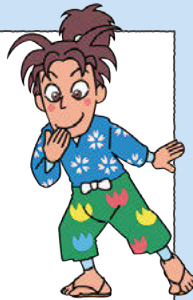
みんなではぐくむ 安心して ～ともにめざす地域共生社会～

新たな活動者の確保のために、参加のきっかけづくりが必要です

市民アンケート

地域活動への参加意向

「ぜひ、参加したい」	2.0%
「条件によっては参加してもよい」	41.7%
「すでに参加している」	19.5%
「健康上の理由などで参加できない」	6.3%
「参加したくない」	27.8%



地域活動への参加意向のある潜在層への参加のきっかけづくりから、新たな活動者の確保につなげる効果的な取組を検討することが重要です。

支援が必要な人やニーズが多様化していくなかで、 さらなる支援の体制整備が必要です

市民アンケート

「支え合う地域づくり」を進めるために必要な行政の支援

- 1位 「情報提供・情報発信を充実させる」
- 2位 「身近な場所に相談窓口を増やす」

支援が必要な人でも、相談する先がわからなかったり、自ら相談窓口に出向くことが難しく、支援が届いていない人が多くいると考えられます。また、身近な場所で相談しやすい環境の整備や、訪問支援などのアウトリーチ活動を広げて行く必要があります。



東海豪雨の教訓を生かした対策は進められていますが、 防災の取組の裾野を広げていく必要があります

市民アンケート

防災活動に

「参加したことがある」	38.7%
「参加したことがない」	44.0%
「防災活動をしているか知らない」	16.5%

働き盛り世代は防災訓練に参加する時間がなかったり、参加方法がわからないため参加率が低いことも考えられます。防災意識を一層啓発するとともに、地域ぐるみによる防災の取組が必要です。



いきいきと暮らせるまち 清須



基本目標

1 地域の支え合いの仕組みづくり



地域福祉への関心を高めるとともに、地域福祉活動の担い手となる人材を育成し、自主的な地域福祉活動の推進につなげていきます。また、地域で、世代や性別、分野などにかかわらず、だれもが交流し、活動できる場を充実するとともに、地域で活動する団体等へ支援を行い、地域で支え合える体制づくりを進めます。

基本目標

2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり

複雑化・複合化した課題に対し、困難を抱える人が一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉サービスを充実させます。また、包括的な相談体制、地域の様々な機関との連携や参加支援、地域づくり支援等の包括的な支援体制を構築します。

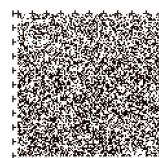


基本目標

3 安心・安全な暮らしのための環境づくり



すべての地域で暮らす人が安心・安全に暮らせるよう、災害時に誰もが安全かつ適切に避難や対応ができるよう、日ごろからの防災意識の向上や、体制づくりのさらなる強化を推進します。また、虐待対応や虐待防止に対する啓発、権利擁護支援、移動支援に取り組みます。





計画の基本目標と市と社協の取り組むこと

基本目標

1

地域の支え合いの仕組みづくり

(1) 地域福祉の意識の醸成

【市の取組】

- 地域福祉の情報発信
- 子どもへの福祉教育の推進
- 市民への学習機会の提供

【社協の取組】

- 広報・啓発活動の充実、強化
- 福祉教育の推進
- 福祉出前講座・福祉学習会の充実

(2) 地域支え合い活動の推進

【市の取組】

- 地域コミュニティの活動支援
- 民生委員・児童委員等の活動支援
- 学校・地域・家庭をつなぐ協働活動の推進

【社協の取組】

- 地域支え合い活動の推進
- 地域アセスメント及びニーズ把握の実施
- 新たな支え合い活動の創設支援

(3) 参加と活動の場の確保と交流促進

【市の取組】

- 市民の交流促進・場づくり
- ボランティア団体等の活動支援
- ボランティア活動等に参加しやすい環境づくり
- ボランティア等の人材育成

【社協の取組】

- 活動プログラムの開発
- 活動への支援
- 参加・協働の促進
- 企業における社会貢献活動の推進



基本目標

3

安心・安全な暮らしのための環境づくり

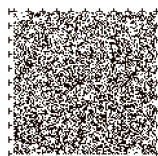
(1) 権利擁護体制の強化

【市の取組】

- 虐待の防止・早期発見とネットワークの確立
- 権利擁護体制の充実

【社協の取組】

- 権利擁護事業の推進



基本目標 2

必要とする人に

必要な支援が届く仕組みづくり

(1) 包括的な支援体制の充実

【市】の取組】

- 相談窓口の充実
- 参加支援に関する取組
- 地域づくりに関する取組
- 多機関協働による支援体制の整備
- アウトリーチによる継続的な支援

【社協】の取組】

- 相談窓口の充実
- 多職種連携の推進
- 重層的支援体制整備事業に向けた体制の整備・強化

(3) 福祉サービスの充実と適切な利用の推進

【市】の取組】

- 福祉サービスの利用支援
- 福祉専門職の育成

【社協】の取組】

- 事業所運営の充実強化
- 職員の人材育成、定着支援

(2) 多様な困難を抱える人への支援

【市】の取組】

- 障がいのある人への支援
- 介護などの支援が必要な高齢者への支援
- 生活困窮等に関する支援
- 就労を希望する人への支援
- 長期欠席、ひきこもり等への支援
- ひとり親への支援
- 生きることへの支援(自殺対策)
- 市民の交流促進・場づくり【再掲】

【社協】の取組】

- 心配ごとや困りごとを抱えた方への支援
- 介護者への支援
- 居場所づくり



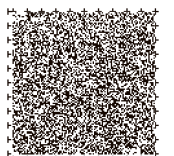
(2) 安心して暮らせる環境の確保

【市】の取組】

- 移動支援
- 地域の見守り活動
- 災害時の体制づくり

【社協】の取組】

- 災害対策の推進
- 見守り活動の推進
- 福祉車両や車いすの貸出等による移動支援





計画策定の趣旨

清須市では、これまでに子育て、介護、障がい等の福祉の個別計画を策定し、福祉施策を充実させてきました。

清須市社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」に加え、「発展強化計画」「災害対策計画」の3つの計画を一体とした「総合計画」を策定し、地域福祉の推進に向けて様々な取組を進めてきました。

近年の社会情勢等と本市の状況を踏まえ、福祉以外の多分野とも連携しながら地域福祉を総合的に推進するため、このたび、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体とした、「清須市第1次地域福祉計画」を策定します。



計画期間

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
清須市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画												

第1次



地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づく、地域福祉を推進していくための理念や、推進に向けた方向性を示す市町村地域福祉計画です。

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が中心となり、市民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

地域福祉を推進するには、地域福祉計画と地域福祉活動計画が同じ方向を目指し、連携しながら地域福祉の取組を推進することが重要です。本計画においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域福祉の理念と具体的な取組を共有しながら、より実効性のある施策の推進を図ります。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

住民参加



地域における福祉課題・社会資源の状況・地域福祉推進の方向性

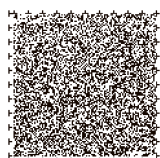
地域福祉計画

行政・民間の
パートナーシップによる計画

住民参加の取組
民間活動の基盤整備

地域福祉活動計画

民間相互の協働による計画

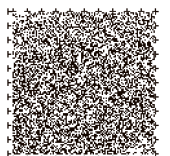
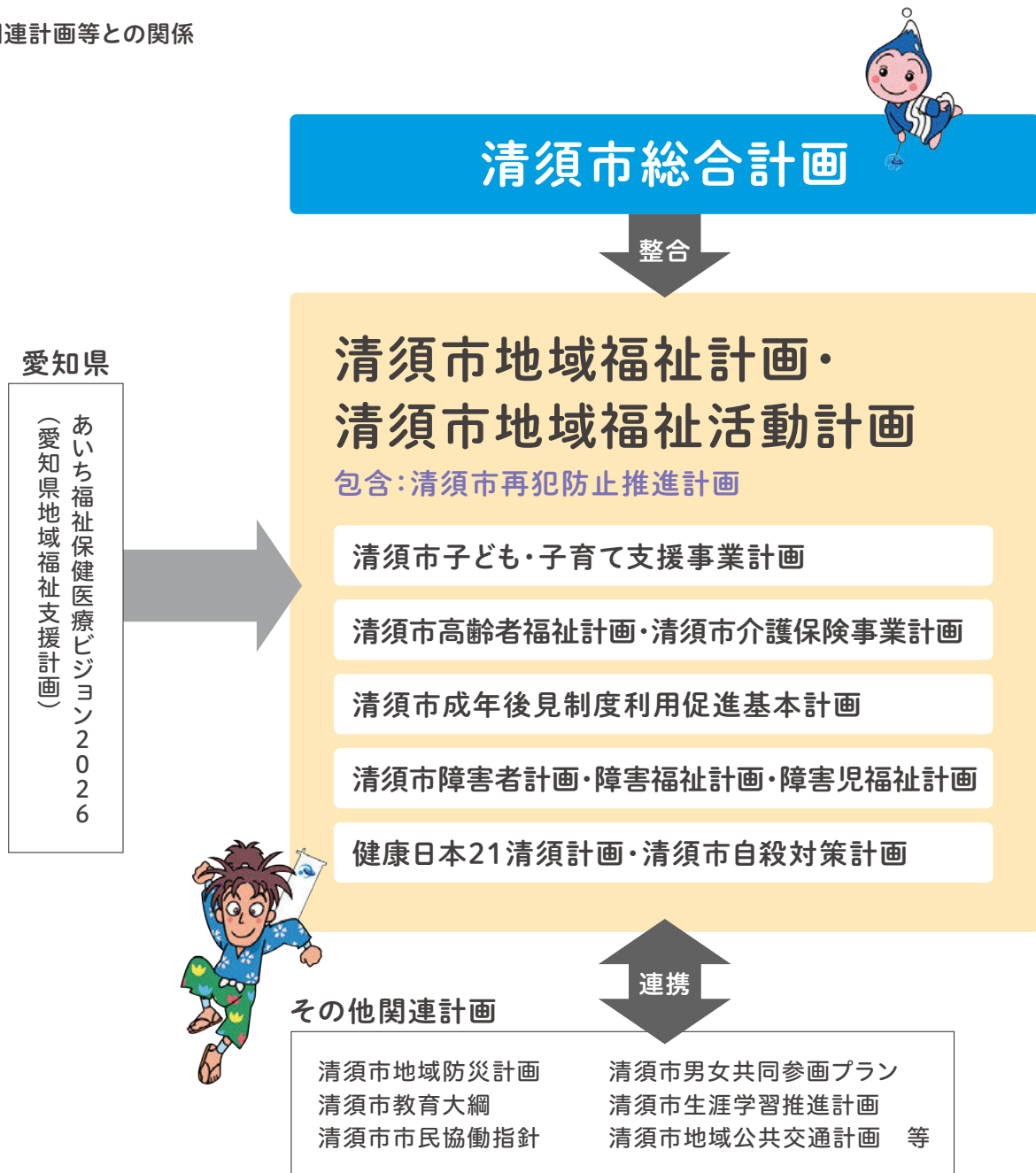




計画の位置づけ

本計画は、次のような位置づけの計画です。なお、本市の最上位計画である「清須市総合計画」と整合を図るとともに、保健福祉関連の各種計画の上位計画として位置づけます。

■関連計画等との関係



▶ 清須市再犯防止推進計画

犯罪をした人の中には、貧困や疾病等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人が多くいます。こうした人に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの包括的な支援が必要であり、支援の適切な提供のためには、地域福祉分野において総合的に施策を展開することが重要です。

本市では、再犯防止法第8条第1項に規定された地方再犯防止推進計画として、「清須市再犯防止推進計画」を地域福祉計画に包含して策定します。

【具体的な取組】

- 就労・住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 学校等と連携した修学支援の実施
- 民間協力者の活動の促進
- 再犯防止の広報・啓発活動
- 関係団体との連携強化

PICK UP! 民間協力者の活動とは

犯罪や非行のない地域をつくるためには地域での理解と協力が必要です。本市では、犯罪をした人の立ち直りを支える民間協力者として、主に以下の方々が地域で活躍しています。

清須市保護司協議会

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域ボランティアです。保護観察官と協力し、保護観察を受けている人の指導及び刑務所や少年院に入っている人の釈放後の帰住先の調整などを行っています。また、社会を明るくする運動や薬物乱用防止教室など、犯罪や非行の予防活動を行っています。

清須市更生保護女性会

更生保護に協力するボランティア団体です。主な活動内容は小・中学校や児童館、矯正施設、更生保護施設等への支援で、社会を明るくする運動への参加など、関係機関と連携した活動を行っています。

保護司・更生保護女性会などの
ボランティアについて詳しく知りたい方は

更生保護を支える人々



まずは知ることから
始めてみませんか

清須市第1次地域福祉計画 概要版

清須市 健康福祉部 社会福祉課

〒452-8569
愛知県清須市須ヶ口1238番地
電話 052-400-2911
FAX 052-400-2963

社会福祉法人 清須市社会福祉協議会

〒452-0931
愛知県清須市一場古城604番地15
電話 052-401-0031
FAX 052-401-0032

